

巻頭言

協同組合憲章草案と政府の対応

富沢 賢治 (協同総合研究所 副理事長)

協同総合研究所の今年の総会は、6月30日午前、福島大学で開かれた。午後には「福島から考える協同の意味」をテーマとする「東北協同集会inふくしま」が開かれ、東日本大震災以降の福島における数々の協同の実践が報告された。翌日は、福島市内→相馬→南相馬→飯舘→東和→二本松と、視察がなされた。

日本社会の復興は、地域の人びとが協同の営みを強めることから始まる。これが、福島で学んだ教訓である。

今年は国連が定めた国際協同組合年である。国際協同組合年のスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます」(Co-operative enterprises build a better world)である。「協同組合」は英語でco-operative societyと表現されることが多いが、このスローガンではco-operative enterpriseとなっている。enterpriseには「事業」という意味があり、「協同の事業」と理解することも可能である。すると、「協同の事業が世界をよくします」という意味になる。実際に、国連が望んでいることは、地域社会における協同の試みの強化である。

日本の協同組合陣営は現在、政府に協同

組合憲章をつくらせる運動に取り組んでいる。2012国際協同組合年実行委員会が今年の1月に公開した「協同組合憲章草案」は、現代日本における協同組合運動の意義を明らかにしたうえで、政府に次の要請をしている。

「政府は、協同組合政策に取り組むにあたって……以下の原則を尊重すべきである。

(1) 協同組合の価値と原則を尊重する
国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」(2001年)と、国際労働機関(ILO)の「協同組合の振興に関する勧告」(2002年)に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」(1995年)に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

(2) 協同組合の設立の自由を尊重する
協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

(3) 協同組合の自治と自立を尊重する
協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合と

の対等で効果的なパートナーシップを進める。

(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

(5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門(セクター)と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。」

協同組合陣営のこのような要請に応じて、政府は「政府広報オンライン」(6月26日)において以下の見解を表明した。

「政府は……国民生活に重要な役割を果たしている協同組合の地域に根差した助け合い活動がさらに広がっていくよう、次のような基本的考え方で、協同組合の発展をできる限り後押ししていきます。

(1) 協同組合の価値と原則の尊重

国連の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」(2001年)とILO(国際労働機関)の「協同組合の促進に関する勧告」(2002年)に留意するとともに、ICA(国際協同組合同盟)の「協同組合のアイデンティティに関する声明」(1995年)に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重し、協同組合にさまざまな政策

を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意すること。

(2) 協同組合による地域社会の持続的発展への貢献を重視

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視するとともに、持続可能な地域づくりや震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置付けること。

(3) 協同組合を事業や経営の有力な担い手として位置付け

今後は、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められることから、公的部門(セクター)と営利企業部門だけでなく、民間の非営利部門として協同組合の発展に留意すること。」

協同組合憲章草案が政府に求めた5つの原則のうち3つまでが採択されたことは、大いに評価できる。協同組合陣営は、この政府見解を社会一般に広く知らしめるとともに、今後の運動のためにおおいに活用すべきである。

政府が採択しなかった原則は、「協同組合の設立の自由を尊重する」と「協同組合の自治と自立を尊重する」である。

協同組合憲章草案は、5つの原則をふまえて政府がとるべき協同組合政策を、さらに具体的なかたちで10項目にわたって要請している。「協同組合の設立の自由を尊重する」という原則に関しては、次の第2項目がとりわけ重要である。

「(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。」

「協同労働の協同組合法」が成立してい

たならば、東日本大震災後の日本の復興のあり方は、大きく変わっていたであろう。

「協同労働の協同組合法」の一日も早い実現に向かって、さらに一層努力する必要がある。

「協同組合の設立の自由を尊重する」という原則をさらに突き詰めると、「結社の自由」(日本国憲法第21条)の問題に行き着く。具体的なかたちで「結社の自由」を政府に要請することは、日本社会の市民社会化にとって不可欠な課題である。